

## 入札公告

平成29年12月25日

次のとおり一般競争入札に付します。

地方独立行政法人広島市立病院機構  
理事長 影本正之

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 調達件名及び数量

広島市立舟入市民病院超音波診断装置の購入及び保守点検業務(かし担保期間を除く4年間の保守点検業務) 一式

#### (2) 調達件名の特質等

仕様書による。

#### (3) 納入期限等

##### ア 契約期間

契約締結日から平成35年3月31日まで

##### イ 機器納入期限

平成30年3月30日

##### ウ 保守点検業務履行期間

平成31年4月1日から平成35年3月31日まで

#### (4) 納入場所

仕様書による。

#### (5) 入札方式

**入札後資格確認型一般競争入札**(開札後に入札参加資格の有無を確認)

#### (6) 入札方法

ア 入札は、紙面による入札で行う。

イ 入札金額(全体価格)並びに入札金額の内訳である機器購入費(広島市立舟入市民病院超音波診断装置購入価格をいう。以下同じ。)及び機器保守費(保守点検業務に係る価格をいう。以下同じ。)の総価を記載すること。

ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### エ 入札金額内訳書

機器保守費の算定根拠となった入札金額内訳書(保守点検業務)を作成し、入札書と同時に提出すること。

### 2 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。)である者に該当しないこと。

(2) 広島市の競争入札参加資格「平成29・30・31年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「03-01 医療用機械器具」及び契約の種類

「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-08 機械器具（建物付属設備、機械設備を除く。）の保守点検」のいずれにも登録されている者であること。

- (3) 本市の区域内に本店、支店、営業所等を有する者であること。
- (4) 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 次に掲げる書類を提出期限までに提出できる者であること。
  - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
  - イ 出荷確約書※ 出荷確約書（コピー、PDF 不可）は、開札後、落札候補者となった場合には、速やかに提出する必要があるため、当該競争入札に参加する者は必ず事前に準備しておくこと。
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）の契約に関して次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が履行することを妨げた者
  - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくして契約を締結しなかった者又は契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第2条第1項に規定する別表各号に掲げる指名停止の措置の要件(以下「措置要件」という。)に該当する行為等を行った者
  - ク アからキまでに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

### 3 開札日時・入札書の提出方法

#### (1) 入札書の提出方法等

- ア 提出方法  
入札書を持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。また後記の提出期限までに必着のこと。）に限る。
- イ 提出期限  
平成30年 1月11日（木）午後5時まで
- ウ 提出場所  
〒730-0037  
広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ5階  
地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課  
電話 082-569-7836（直通）

#### (2) 入札回数

- ア 入札は初度及び再度の2回とする。
- イ 初度入札において、予定価格の制限の範囲内の価格（以下「予定価格内の価格」という。）がない場合は、1回に限り再度の入札を行う。
- ウ 初度入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、再度入札に参加できない。

#### (3) 開札の日時及び場所

- ア 初度入札
  - (ア) 日時  
平成30年 1月12日（金）午前 9時15分
  - (イ) 場所

広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ5階  
地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課入札室

イ 再度入札

(ア) 日時

初度入札後、直ちに実施。

(イ) 場所

上記ア(イ)に同じ。

(4) 開札の立会い

ア 入札参加者又は代理人（以下「入札参加者等」という。）は、開札に立ち会うこと（立会人は1者につき1名とする。）。なお、立ち会うことができない場合は、開札の日時まで前記(1)ウの契約課へ連絡すること。

入札参加者等が開札に立ち会わない場合は、初度の入札に限り、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。なお、再度の入札については、辞退したものとみなす。

イ 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

ウ 入札参加者等は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、身分証明書（社員証など）を提示しなければならない。

エ 入札参加者等は、入札執行職員等がやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することはできない。

(5) 仕様書等の入手方法

病院機構ホームページ (<http://www.hcho.jp>) : [入札・契約情報] → 「入札見積情報」 → 「物品一覧」 → 「案件番号」 → 『添付資料』 からダウンロードできる。

4 仕様書等の問合せ先

広島市立舟入市民病院事務室

電話 082-232-6195

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 提出方法

開札後、最低入札価格提示者は前記2(5)及び(6)に掲げる書類を提出(持参に限る。)すること。

(2) 提出期限

平成30年 1月12日(金) 午後5時まで

(3) 提出場所

前記3(1)ウに同じ。

(4) 提出部数 1部とする。

(5) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(2)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。なお、書類の提出にあたっては、次の事項に従うものとする。

ア 提出書類は、提出者において作成する。

イ 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

ウ 一旦受領した書類は、返却しない。

エ 原則として、一旦受領した書類の差替え及び再提出は認めない。

6 一般競争入札参加者資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、開札日時を基準として、前記5により提出された資格確認申請書等により確認する。ただし、開札日以後、落札決定日までの間に前記2(2)の広島市

の競争入札参加資格の取消し又は前記2(3)の営業停止処分若しくは指名停止措置を受け、又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 入札の中止

入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止する。

### (3) 入札の無効

本件公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第6条に掲げる入札書は無効とする。

### (4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると病院機構が判断した入札者であって、「機器購入費に係る提示金額」及び「機器保守費に係る提示金額」が予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者（入札金額が同額の者が2者以上ある場合は、くじ引きにより順番を決定する。）から順に入札参加資格の確認を行った上で落札者を決定する。

### (5) 契約金額

落札者の金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

### (6) 契約保証金

ア 契約を締結する場合においては、「機器購入費」と「機器保守費」の2つの区分においてそれぞれ納付しなければならない。

イ 「機器購入費」に係る契約保証金は、契約締結日までに契約予定金額のうち「機器購入費」に係る経費の100分の10以上の契約保証金を納付し、あわせて「機器保守費」の履行開始までに「機器保守費」に係る契約保証金を納付する旨の誓約書を提出しなければならない。

ウ 「機器保守費」に係る契約保証金は、「機器保守費」の履行開始7日前の日（当日が休日に当たるときは、当日以前において、当日に最も近い休日でない日。以下同じ。）までに、「機器保守費」に係る経費の最高支払限度額（各年度の支払限度額のうち最高額。各年度の支払限度額が同額の場合は、年額相当額）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約の継続性から、「機器保守費」に係る契約保証金の納付は、機器購入費に係る契約保証金を充当することができる。その場合、「機器保守費」の履行開始7日前の日までに、その旨を文書で申し入れを行い、「機器購入費」の履行確認検査終了後、充当後の残金を請求するものとする。

エ 保険会社との間に広島市立病院機構を被保険者とする履行保証保険を締結して、本機構に提出したときは、契約保証金の納付を免除する。この場合においても、「機器購入費」と「機器保守費」を分けて保険に加入することができる。

「機器購入費」と「機器保守費」を分けて保険に加入する場合において、「機器購入費」に係る履行保証保険については、「機器購入費」に係る履行期間を保険期間とし、あわせて「機器保守費」の履行開始までに「機器保守費」に係る契約保証金を納付する旨の誓約書を提出しなければならない。

「機器保守費」に係る履行保証保険については、「機器保守費」の当初の履行保証保険を提出する際に、当該履行保証保険（1年間又は複数年間）の満了日から起算して7日前の日（当日が休日に当たるときは、当日以前において、当日に最も近い休日でない日）までに、残余年度の履行期間について、これを保険期間（1年間又は複数年間）とする新たな履行保証保険を締結して提出するこ

と、又は当該7日前の日までに最高支払限度額の100分の10以上の契約保証金を納付することの誓約書を提出しなければならない。当該期限までに、新たな履行保証保険を締結して提出しないとき、又は契約保証金を納付しないときは、直ちに契約を解除する。その後の残余年度の履行保証保険についても、同様とする。

オ なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険会社の審査が必要であり、特に履行期間が複数年間の場合は審査に時間を要するため、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険会社と相談しておくこと。

#### カ 契約履行実績による契約保証金の免除

契約保証金免除申請書を、前記1契約担当課に提出したとき。

なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

#### (7) 契約書の作成

ア 落札者は、病院機構と契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アによる契約書の取り交わしをしないときは、落札決定を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、損害賠償金として契約予定金額の100分の5に相当する額を病院機構に支払わなければならない。

ウ 契約書は2通作成し、病院機構及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書の様式は交付する。

オ 本契約は、病院機構が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

#### (8) 特約事項

必要な特約事項については、病院機構の契約書等に明示するが、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わない。